

○三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年厳しさを増す猛暑や寒波などを受け、より快適に暮らせる住環境の整備を目的として、既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム工事などを行う費用について、予算の範囲内において三条市すまい快適断熱リフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、三条市補助金等交付規則(平成17年三条市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有し、納期限が到来した市税等を完納している者であって、次の各号のいずれにも該当する住宅を自ら所有し、かつ、当該住宅に居住しているものとする。

- (1) 市内に所在する住宅であること。
- (2) 一戸建て住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅を含む。)であること。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、建築基準法その他の法令に違反しないものであって、別表に定める基本工事及びその他工事とする。

2 前項のその他工事にあつては、基本工事について補助金の交付を受けようとする場合に限り、補助対象工事とすることができるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、基本工事に要する費用の額に、その他工事に要する費用の額(基本工事に要する費用の額を上限とする。)を加えた額とする。ただし、当該額が1万円未満の場合は、補助対象経費としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事を行う住宅が店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる場合は、当該用途に係る部分に関する経費は、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費について、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金等の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(工事施工者)

第5条 補助対象工事を施工する者は、住宅に係る工事を業とする者であって、市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、10万円(同一の住宅について過去にこの要綱による補助金の交付を受けた場合にあつては、10万円から過去に交付を受けた当該補助金の額を減じた額)を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 基本工事の要件を満たすことを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあつては三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない場合にあつては三条市すまい快適断熱リフォーム補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするときは、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金補助事業変更申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助対象工事を中止するときは、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金補助事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （2） 補助対象工事を行った箇所の工事着手前及び工事完了後の写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

（代理受領）

第13条 補助事業者は、補助対象工事を施工した者（以下「工事事業者」という。）に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

- 2 前項の規定により工事事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第11条の規定による実績報告までに、三条市すまい快適断熱リフォーム補助金代理受領届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による委任を受けた工事事業者（以下「代理受領者」という。）は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。
- 4 代理受領者は、市長の定める日までに三条市すまい快適断熱リフォーム補助金代理受領請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

工事区分	補助対象工事の要件
基本工事	<p>断熱改修を目的とする住宅のリフォーム工事で、次のいずれかに該当すると市長が認めるもの</p> <p>(1) 断熱材設置工事 外気に面した外壁、屋根、天井又は床に熱伝導率が $0.052\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ 以下のノンフロン製品である断熱材を設置する工事</p> <p>(2) 複層ガラス取替工事 外気に面した既存窓のガラスを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の複層ガラスに交換する工事</p> <p>(3) 内窓設置工事 外気に面した既存窓の室内側に内窓（樹脂サッシ、アルミサッシのほか、市長が認める内窓に限る。）を設置する工事</p> <p>(4) 開口部取替工事 外気に面した既存窓、玄関ドアを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の断熱性の高い窓、玄関ドアに交換する工事</p> <p>(5) (1)～(4)の工事を行うために必要と市長が認める工事</p>
その他工事	基本工事と併せて行う居住環境又は住宅機能向上のために必要と市長が認めるリフォーム工事（外構工事を除く。）